

県立厚木清南高等学校施設の利用について

本校では施設開放を試行的に実施しております。

1 ご利用いただける施設

利用施設	利用できる設備等	利用日	利用時間
グラウンド	トイレ、水洗い場等	第2、第4土曜日 (ただし学校行事等がある日は除きます)	13:00~16:00
利用日は前月初日に本校ホームページでお知らせいたします。			

2 利用のしかた

(1) 利用できる方

学習・文化・スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたす恐れのある利用

(2) 申込方法

利用申込期間は原則として利用日の属する月の前月初日から20日までの期間です。

施設利用申込書(様式1)に(初めての時は利用者名簿にも)必要事項を記入して、本校事務室に持参又は郵送してください。

施設使用承認書は原則として25日付けで郵送します。二つ以上の団体の申込があった場合は抽選により決定します。

※ 承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。

※ 承認書を交付した後も天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 申し込み先

〒243-0021 厚木市岡田1-12-1

神奈川県立厚木清南高等学校 事務室 施設開放担当

(電話 046-228-2015)

(4) 利用当日

代表者の方は、施設利用承認書及び運転免許証等身分を明らかにする書類を、事務室の警備員にお見せください。

終了時に施設利用日誌を事務室に提出してください。

3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

※ 5人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」(1年間有効)に加入できます。学校にパンフレットがありますので、ご覧ください。

4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- ア 県立学校敷地内は全面禁煙です。
- イ グラウンド以外の場所には、立ち入らないでください。
- ウ 利用が終了したときは、グラウンドの片付け、整備を行い、利用前の状態に戻してください。(整備が行われてない場合は次回からの利用をお断りいたします。)
- エ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって利用責任者は学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- オ 学校敷地内に入出入りするときは、そのつど門扉を閉めてください。
- カ 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください(施設利用日誌への記入、学校警備員に連絡など、緊急時連絡先を参照)。
- キ 自動体外式除細動器(AED)は事務室前の壁に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。
- ク 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。
- ケ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- コ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。

○ 緊急の場合は次の関係機関にご連絡ください。

- ・警察 110
- ・消防 119
- ・病院 東名厚木病院 連絡先 046-229-1771

○ 110番や119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合は、必ず本校職員もしくは本校警備員に連絡を入れてください。